新設分割に係る事前開示書面

（会社法第 803 条第１項および会社法施行規則第 205 条に基づく書面）

2020 年８月３日

アクセルマーク株式会社

2020年８月３日

新設分割に係る事前開示事項

東京都中野区本町一丁目32番２号
会社名　アクセルマーク株式会社
代表者名　代表取締役社長　尾下　順治

当社は、2020年７月31日付で作成した新設分割計画書に基づき、当社が営むゲームの企画・開発・運営等に係るゲーム事業に関して有する権利義務を、新たに設立する株式会社アクセルマークプラス（以下、「新設会社」という。）に承継させる新設分割（以下、本件新設分割）という。）を行うことといたしました。本件新設分割について、会社法第803条第１項および会社法施行規則第205条に定める事項は下記のとおりです。

なお、本件新設分割は、会社法第805条に規定する簡易新設分割となります。

記

１．新設分割計画契約の内容（会社法第803条第１項）

2020年７月31日付で当社が作成した新設分割計画書（以下、「新設分割計画書」という。）は別添のとおりです。

２．本件新設分割の対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第205条第１号）

(1) 本件新設分割に際して交付する株式の数の相当性に関する事項

新設会社は、本件新設分割に際して新たに株式を発行し、そのすべてを分割会社である当社に対して交付いたします。

発行する株式数については、新設会社が承継する資産等の事情を考慮した結果、１株といたしました。

かかる株式数については、当社が新設会社の発行する全ての株式を取得するため、任意に定めることができると考えられるところ、新設会社の効率的な管理等を考慮し、この株式数が相当であると判断しております。

(2) 資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

当社は、新設会社の資本金及び準備金の額を、新設会社が承継する資産等及び今後の事業活動等の事情を考慮した上で、機動的かつ柔軟な資本政策を実現させる観点から、会社計算規則に従い、新設分割計画書に定めるとおりにすることといたしました。当社は、当該資本金及び資本準備金の額は相当であると判断しております。

３．当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第205条第６号）

当社は、2019年９月５日開催の取締役会において決議し、2019年９月24日に発行した第三者割当による第１回無担保転換社債型新株予約権付社債および第22回新株予約権のうち、第１回無担保転換社債型新株予約権付社債８個の転換および第22回新株予約権3,666個の行使により、新たに普通株式

789,800株を発行、行使価額の総額は173,401,800円となりました。

2020年２月13日開催の取締役会において、運用中ゲームタイトル「COLOR PIECEOUT（カラーピーソウト)」が想定の期間内でソフトウェアとして計上していた開発費を上回る収益回収が困難である蓋然性が高まったことから、資産として計上していたソフトウェアを減損することとし、その損失129百万円を特別損失として計上いたしました。また、当社が保有する投資有価証券のうち、実質価額が著しく下落しているものについて評価した結果、投資有価証券評価損15百万円、貸倒引当金繰入額50百万円を特別損失として計上いたしました。

2020年６月18日開催の取締役会において、テレワークの導入やゲーム事業の譲渡等を踏まえ、業務運営体制の最適化と固定費の削減を目的として当社本社オフィスの一部解約等をして縮小することを決議し、係る固定資産の減損損失を認識し、12百万円の特別損失を計上いたしました。

４．新設分割が効力を生ずる日（以下、「分割期日」という。）以後における債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第205条第７号）

(1) 当社における債務の履行の見込みに関する事項

当社の2019年９月30日現在の貸借対照表における資産の額は1,932百万円、負債の額は1,650百万円、純資産の額は281百万円でありますが、本件新設分割の分割期日までの経営成績により、負債の額が資産の額を上回ることが見込まれております。

しかしながら、既に発行している第一回無担保転換社債型新株予約権付社債の転換および第22回新株予約権の行使を促進することなど、財務基盤強化に向けた財務活動により、手許資金を確保することに加え、事業構造の転換を進めており、本件新設分割等を通じて赤字幅を縮小し、収益構造の黒字転換を図っていく計画であり、当社の負担する債務については、本件新設分割の分割期日以降も履行の見込みがあると判断いたします。

(2) 新設会社における債務の履行の見込みに関する事項

新設会社に承継する債務はないため、該当事項はありません。

以上

新設分割計画書

アクセルマーク株式会社（以下「甲」という。）は、甲が営むゲームの企画、開発、運営等に係るゲーム事業（以下「本件事業」という。）に関して有する権利義務を、新たに設立する株式会社（以下「乙」という。）に承継させる新設分割（以下「本新設分割」という。）に関し、次のとおり新設分割計画（以下「本新設分割計画」という。）を作成する。

第 1 条（新設分割）

甲は、会社法第 805 条の規定に基づき、株主総会決議による承認を得ないで、本新設分割計画に定めるところに従い、新設分割の方法により甲が本件事業に関して有する権利義務を乙に承継させる。

第 2 条（乙の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項）

1. 乙の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は、以下のとおりとする。
   (1) 目的
   乙の目的は、別紙 1「定款」第 2 条に記載のとおりとする。
   (2) 商号
   乙の商号は、株式会社アクセルマークプラスと称する。
   (3) 本店の所在地
   乙の本店の所在地は、東京都豊島区とし、本店の所在場所は、東京都豊島区東池袋三丁目 1 番 1 号とする。
   (4) 発行可能株式総数
   乙の発行可能株式総数は、10 株とする。
2. 前項に定めるもののほか、乙の定款で定める事項は、別紙 1「定款」に記載のとおりとする。

第 3 条（乙の設立時取締役）

乙の設立時取締役は、本間稔彦とする。

第 4 条（乙が甲から承継する権利義務に関する事項）

1. 乙が、本新設分割により甲から承継する債権債務、契約上の地位雇用契約等は、別紙 2「承継対象権利義務明細表」に記載のとおりとする。
2. 前項に基づき乙が甲から承継する債務については、重畳的債務引受の方法により引き受ける。
3. 本新設分割に必要となる費用については、甲が負担する

第 5 条（本新設分割に際して交付する株式の数）

乙は、本新設分割に際して普通株式 1 株を発行し、その全てを前条第 1 項に定める権利義務に代えて甲に対して交付する。

第 6 条（乙の資本金及び準備金の額に関する事項）

乙の設立日における乙の資本金の額は、1 円とし、資本準備金、利益準備金、その他資本剰余金はいずれも 0 円とする。

第 7 条（乙の設立日）

乙の設立の登記をすべき日（以下「乙の設立日」という。）は、2020 年 9 月 1 日とする。

第 8 条（本新設分割計画の条件の変更及び本新設分割の中止）

甲は、本新設分割計画の作成後乙の設立日までの間において、本新設分割の実行の支障となる事態が生じた場合には、本新設分割の条件その他本新設分割計画の内容を変更し、又は本新設分割を中止することができる。

第 9 条（本新設分割計画に定めのない事項）

本新設分割計画に定めるものの他に本新設分割に関し必要な事項は、本新設分割の趣旨に従って甲がこれを決定する。

以上

2020 年 7 月 31 日

東京都中野区本町一丁目 32 番 2 号
アクセルマーク株式会社
代表取締役　尾下　順治

別紙１　乙の定款

定　　款

株式会社アクセルマークプラス

第１章　総則

（商号）
第１条 当会社は、株式会社アクセルマークプラスと称する。

（目的）
第２条　　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
(1)　コンピュータソフトウェア、ハードウェアに関する企画、制作、販売、賃貸、使用許諾、保守及び受託
(2)　インターネットによる画像・音声・音楽・映像・書籍配信
(3)　広告物、出版物、デジタルコンテンツ及びそれらのデザインの企画、制作及び販売
(4)　前各号に付帯関連する一切の事業

（所在地）
第３条 当会社は、本店を東京都豊島区に置く。

（公告方法）
第４条 当会社の公告は、官報に掲載してこれを行う。

第２章　株式

（発行可能株式総数）
第５条　　当会社の発行可能株式総数は、10 株とする。

（株券の不発行）
第６条 当会社の株式については、株券を発行しない。

（株式譲渡制限）
第７条 当会社の株式を譲渡するには、株主総会の承認を必要とする。

（相続その他の一般承継人に対する売渡請求）
第８条　　当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求できる。

（株主名簿記載事項の記載の請求）
第９条　　株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継

人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

（質権の登録及び信託財産の表示）

第１０条　当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

（手数料）

第１１条　前２条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

（株主の住所等の届出）

第１２条　当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項等に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

（募集事項等の決定）

第１３条　当会社は、株主に株式の割当を受ける権利を与える場合の募集事項及び会社法第２０２条第１項各号に掲げる事項を取締役の過半数の決定によって定めることができる。

第３章　株主総会

（招集）

第１４条　定時株主総会は、毎事業年度の終了後３か月以内に招集する。

２．　臨時株主総会は、必要ある場合に随時に招集することができる。

３．　当会社は、会社法第３００条の要件を満たすときは、招集の手続きを経ないで株主総会を開催することができる。

（基準日）

第１５条　当会社は、毎年９月３０日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

（招集地）

第１６条　株主総会は、当会社の本店又は株主全員が同意する日本国内の場所において開催する。

（招集権者及び議長）

第１７条　株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

２．　取締役社長に事故があるときは、取締役の過半数をもってあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（決議の方法）
第１８条　株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
２．　会社法第３０９条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。
３．　当会社は、会社法第３１９条第１項の要件を満たす場合は、株主総会の決議の目的である事項につき、株主総会の決議があったものとみなす。

（議決権の代理行使）
第１９条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。
２．　代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第４章　取締役及び代表取締役

（取締役の員数）
第２０条　当会社の取締役は１名以上とする。

（取締役の選任）
第２１条　取締役は、株主総会において選任する。
２．　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
３．　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（取締役の任期）
第２２条　取締役の任期は、選任後１０年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
２．　増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役）
第２３条　当会社に取締役が２名以上いるときは、代表取締役を１名置き、取締役の互選によって定める。
２．　代表取締役は社長とし、当会社の業務を執行する。

（報酬等）
第２４条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として、当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第５章　計算

（事業年度）

第２５条　当会社の事業年度は、毎年１０月１日から翌年９月３０日までとする。

（期末剰余金配当の基準日）
第２６条　当会社は、毎年９月３０日の最終の株主名簿に記載または記録された株主又は登録株式質権者に対し、株主総会の決議により、剰余金の配当を行うことができる。

（除斥期間）
第２７条　剰余金の配当は、支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

第６章　附則

（最初の事業年度）
第２８条 当会社の最初の事業年度は、会社設立の日から令和２年９月３０日までとする。

別紙２　承継対象権利義務明細表

承継対象権利義務明細表

本新設分割により、甲から承継する資産、負債、契約関係その他の権利義務は、次に定めるとおりとする。

１．承継する資産

① 流動資産　：　現預金

② 固定資産　：　なし

２．承継する債務

① 流動負債　：　なし

② 固定負債　：　なし

３．承継する雇用契約

甲と合意する甲の従業員及び本件事業に主として従事する甲の従業員のうち乙の設立日において甲に在籍している従業員との間の雇用契約に関する契約上の地位及びこれに基づく一切の権利義務（但し、従業員に対する未払いの報酬、給与、賞与、退職金等の債務は含まれない。）。

４．上記　３．雇用契約以外の承継する契約上の地位

株式会社オルトプラス（本店所在地：東京都豊島区東池袋 3-1-1）との間の 2020 年 5 月 20 日付「業務委託基本契約書」

以　上